

産前産後の妊産婦等の支援ニーズの実態調査事業委託要項

1 事業名

産前産後の妊産婦等の支援ニーズの実態調査事業委託業務

2 事業の目的

産前産後の妊産婦等への支援は、主に市町村が実施主体となり事業の整備に取り組んでいるものの、地域ごとに実施状況や内容が異なることや委託先の地域偏在等により利用実績は少ない状況にある。

そこで、当事者の視点から徳島県における産前・産後サポート事業や産後ケア事業の現状を把握するとともに、課題の整理や体制整備の充実に向けた検討を行う際の基礎資料を収集する。また、その中で県内に住民票を置いて里帰り出産をした妊産婦についても実態を把握することで、新たな課題や支援策を検討する際の一助とすることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日までとする。

4 委託手続

- (1) 本事業の委託を受けようとする者は、事業計画書（別紙様式1）等を徳島県に提出すること。
- (2) 徳島県は、上記(1)により提出された事業計画書等の内容を審査し、適切であると認めた場合、委託する者を決定し、当該者と委託契約を締結する。

5 委託業務項目

本事業を受託した者（以下、「受託者」という。）は、以下の項目について実施するものとする。

- (1) 設問の設定
- (2) 調査票等の作成・印刷
- (3) 調査票の発送
- (4) 調査票の回収
- (5) 回収した調査票のデータ集計等
- (6) 分析報告書及び調査結果概要版の作成

6 調査方法

調査票によるアンケート調査（web回答及び郵送法の併用）

7 委託業務の内容

調査対象者は下記のとおりとする。

- ① 徳島県内に住民票を有する産後1か月から4か月頃の産婦（里帰り出産を含む）
- ② ①と同居する家族（里帰り中の場合は、里帰り先の同居家族）

(1) 設問の設定

調査項目は、実施団体において上記①②の調査対象者に関する素案を作成し、県子育て応援課の意見を踏まえ適宜修正等を行うものとする。

<想定される主な調査項目>

- ・妊産婦等の基礎情報（単胎・多胎の有無、出生回数、里帰りの有無、支援の必要性に関する情報、基礎疾患の有無など）
- ・産後ケア事業の活用状況（認知度、利用類型、利便性向上のためのニーズなど）
- ・産前産後に活用した母子保健サービス等
- ・その他、調査目的に合致した有効な回答を導き出せる事項

なお、設問の設定に当たっては、県子育て応援課と十分に協議することとし、徳島県の独自性を活かすために、県内の子育て支援団体にヒアリングのうえ作成すること。また、子育て支援団体とのヒアリングの場には県子育て応援課担当者を同席させること。

(2) 調査票等の作成・印刷

本調査に係るweb上の調査回答フォームの構築に加え、次の用品を印刷する。

ア 調査票

①②の調査対象者 計1, 300部（設問数各30問以内）

A4版、両面1色刷り（黒）、ホチキス綴じ可

イ 調査協力依頼兼調査説明書

回収率向上が期待できる内容とすること。

計1, 300部 A4版1枚、片面1色刷り（黒）

ウ 返信用封筒

計1, 300枚 長3型茶封筒、文字等1色刷り（黒）

エ 配布用封筒

上記ア、イ、ウを同封し、対象者配布に用いるものとする。回収率向上が期待できる表紙デザインとすること。

計1, 300部 角2型茶封筒、文字等1色刷り（黒）

(3) 調査票の発送

(2)で印刷した調査票等を市町村等に必要部数を発送する。

なお、郵送先及び必要部数の調査は県子育て応援課において実施し、発送費用（宛名書き含む。）は受託者において負担する。

(4) 調査票の回収

目標回収数は、①②の調査対象者 各400件程度とする。

目標回収数に達しないことが見込まれる場合は、適宜徳島県と協議を行うこと。

また、①②の調査対象者に係る返信は料金受取人払いとし、これに要する費用（郵送料）は受託者が負担する。

(5) 回収した調査票のデータ集計等

ア 回答内容に従って単純計算、クロス集計をし、統計表を作成する。

（調査の進捗に応じて、令和6年8月中に速報値をとりまとめて報告）

イ 調査結果の分析

（中間報告として令和6年11月15日までに報告）

(6) 分析報告書及び調査結果概要版の作成

- ア 分析報告書及び調査結果概要版の原稿を作成すること。
- イ 分析報告書及び調査結果概要版の原稿作成にあたっては、徳島県と調整を図ること。
- ウ 分析報告書及び調査結果概要版は、印刷物及びCD-R（Word又はExcelで作成したデータ）で提出すること。

8 対象経費

(1) 経費の内容

本事業の経費は次のとおりとし、事業を実施するために必要な経費とする。
賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消費税相当額

(2) 経費の具体例

科目	経費の具体例
賃金	事業を実施する上で必要な実施団体職員の賃金 データ入力作業を行ったアルバイト賃金 など
報償費	データ分析を行った専門家に対する謝金 など
旅費	データ分析専門家などに支払う交通費 事業を実施する上で必要な実施団体職員の交通費 など
需用費	消耗品費（文房具類購入 など） 印刷製本費（アンケート用紙印刷費、アンケート送付・返信用封筒等印刷費、報告書印刷費、コピー代 など）
役務費	通信運搬費（郵送料、電話代 など）
委託料	データ入力等を専門業者に委託する費用
使用料及び賃借料	機材のリース料 など
消費税相当額	消費税及び地方消費税相当額

- (注) 1 対象経費は、事業実施のために直接必要な経費に限る。
2 備品購入は不可であり、原則、リース対応とすること。

9 成果品等

事業の成果品として、次の物品を提出する。

なお、成果品に係る全ての著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、徳島県に無償で譲渡する。また、成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は実施団体が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

(1) 成果品

- ① 分析報告書（印刷したもの。） 2部
- ② 分析報告書の電子データファイル（CD-R） 1部
- ③ 調査結果概要版
（印刷したもの。調査結果の概要をA4版20ページ程度にまとめたもの） 2部
- ④ 調査結果概要版の電子データファイル（CD-R） 1部

(2) その他の提出物（全て電子データファイル（CD-R）で提出）

- ① 調査票 1部
- ② 回答内容 1部

(3) 納品場所

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県こども未来部子育て応援課 母子保健担当
電話：088-621-2790
ファクシミリ：088-621-2843
E-mail：kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp

10 事業完了の報告

受託者は、本事業が完了したときは、委託事業完了報告書（別紙様式2）及び支出を証する書類の写を完了した日から10日を経過した日までに、徳島県に提出しなければならない。

11 委託費の額の確定

徳島県は、上記10により提出された委託事業完了報告書について、審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者へ通知するものとする。

12 全体スケジュール

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 調査票の精査及び印刷 | 令和6年6月初旬 |
| (2) 調査実施 | 令和6年6月初旬～10月中旬（※要調整） |
| (3) 速報値のとりまとめ | 令和6年8月 |
| (4) 調査とりまとめ | 令和6年10月 |
| (5) 調査結果の中間とりまとめ | 令和6年11月 |
| (6) 分析報告書等納品 | 令和7年1月 |

13 その他

- (1) 実施内容等は、徳島県と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 徳島県の求めに応じ、適時、業務の進捗及び成果がわかる報告を行うこと。
- (3) 徳島県は、受託者による事業の実施が当該調査の目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (4) 徳島県は、委託事業の実施に当たり、受託者の求めに応じて必要な指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (5) 徳島県は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、受託者は、徳島県の求めがあった場合は、本業務に関して必要な書類を提出しなければならない。
- (6) 受託者は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、他に漏らしてはならない。
- (7) この要項に定めのない事項については、必要に応じて徳島県と協議のうえ決定するものとする。